

着工前に建築計画等の近隣説明を お願いします！

横浜市では、一定規模以上の建築計画等については、近隣の住民等への事前説明を「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境に関する条例」等により義務化しています。

しかし、条例の対象とならない小規模な建築計画等について事前説明がなされないことで、近隣の住民から不安の声が多く寄せられています。

つきましては、小規模な建築計画等についても事前説明を積極的に行っていただきますようお願いいたします。

事前説明することにより、近隣の住民等の不安が軽減され、円滑な工事の進行だけでなく、地域のみなさまの住みよいまちづくりのためにも有効です。次の説明内容の例を参考に図面等を使用しての説明をお願いいたします。

説明内容の例

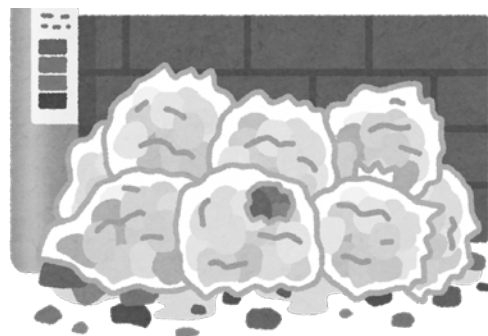
- ◆建築主、施工者、設計者について
- ◆計画や工事に係る問合せ先
- ◆計画に関すること
(用途、規模、配置、高さ等)
- ◆集合住宅の場合は、
管理内容・ごみ集積場所等



【特に、集合住宅を建築する場合】

「建築計画内容」に加え、「管理内容」（管理会社の連絡先や管理形態等）や「ごみ集積場所の設置等」※¹について、事前に近隣住民の方に情報提供し調整することを望む声が多く寄せられています。

入居後も、住みよいまちづくりが推進されるためにも、地域への事前説明等に努めていただきますようお願いいたします。



※¹ ごみ集積場所については、ごみ集積場所設置基準に基づき、各区収集事務所や近隣住民との調整等を早期に行ってください。

（お問合せ先：横浜市資源循環局 各区収集事務所）

【このチラシに関するお問合せ】

〒231-0012 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階
横浜市 建築局 建築指導部 情報相談課 電話：045-671-2953